

### 30 単独第 41-001 号 県南 CC 汚泥収集運搬及び処分業務委託入札説明書

本入札説明書は、取手地方広域下水道組合における下水汚泥（脱水ケーキ）収集運搬業務及び処分業務委託に係る入札の執行及び契約の締結に際して、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項について定めたものです。

入札参加希望者は、関係法令等に定められた事項のほか、次の事項を熟知のうえ入札書を提出していただきますようお願いいたします。

なお、当該業務の詳細内容については、仕様書を参考にしてください。

1 公告日 平成 30 年 1 月 5 日

2 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

30 単独第 41-001 号 県南 CC 汚泥収集運搬及び処分業務委託

(2) 委託業務の内容

下水汚泥（脱水ケーキ）の収集運搬及び有効利用処分 予定数量 3,500 トン  
その他詳細は別添仕様書による

(3) 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく取手地方広域下水道組合の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 取手地方広域下水道組合競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 6 年訓令第 2 号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同規程第 5 条に規定にする競争入札参加有資格者名簿の「下水汚泥運搬」及び「下水汚泥中間処分」に登録されている者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領、取手市物品調達の契約に係る指名停止等措置要領、つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱、取手地方広域下水道組合建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領及び取手地方広域下水道組合物品調達の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項及び第 6 項の規定に基づき産業廃棄物（取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥が含まれること。）収集運搬業務及び処分業務において、必要な許可を受けた者であること。

(6) 業務を提携して収集運搬業務及び処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を

提携する全ての構成員が上記（１）から（４）までの資格を有しているとともに、担当する業務に応じて上記（５）の資格を有していること。ただし、一つの業務提携において、収集運搬業務を担当する者の数及び処分業務を担当する者の数はそれぞれ一者とする。なお、入札参加者は複数の業務提携に加わることはできないものとする。

（７）下水汚泥（脱水ケーキ）を処理する施設は（５）の許可を受けたものであること。

（８）処分予定数量 3, 500 トン／年の下水汚泥（脱水ケーキ）を全量再資源化し、有効利用すること。

下水汚泥（脱水ケーキ）を中間処理した後に再資源化を他者に委託する場合は、中間処理後に発生したものを再資源化し、有効利用すること。ただし、有効利用後の製品は、建設資材（セメント、人工軽量骨材等）、肥料又は燃料とする。なお、販売実績のない製品については有効利用とは認めない。

（９）当組合の汚泥搬出予定に合わせて、下水汚泥（脱水ケーキ）を処分地まで運搬すること。また、その処分地の処理能力の規模は、年間 3, 500 トン且つ 1 日当り 20 トン以上の脱水ケーキを処理できる能力を有し、当組合の汚泥搬出予定に合わせて処理すること。

（１０）過去 10 年以内に、流域下水道又は公共下水道において、収集運搬業務を担当する者は、下水汚泥（脱水ケーキ）収集運搬業務を、また、処分業務を担当する者は、下水汚泥（脱水ケーキ）処分業務を元請として受託した実績を有すること。ただし、契約期間中に再委託をするに至ったものは、受託実績に該当しない。

（１１）収集・運搬に使用する車両は、産業廃棄物収集運搬用として許可された 10 トン積車両且つホッパー高さ 3.4 m に対応するものとする。

#### 4 入札参加資格等の確認

（１）この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）及び添付書類を 14 に示す場所に平成 30 年 1 月 19 日（金）午後 5 時までに持参により提出しなければならない。郵送等による提出は認めない。

※この一般競争入札を取手地方広域下水道組合産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務委託に係る業務提携の取扱要綱（平成 22 年告示第 6 号。以下「要綱」という。）の規定により業務を提携して入札に参加する場合には、要綱第 5 条による「業務提携書」及び「競争参加申請書」を同じく平成 30 年 1 月 19 日（金）午後 5 時までに持参により提出しなければならない。郵送等による提出は認めない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号の 1 又は様式第 1 号の 2）

イ 一般競争入札参加資格確認資料（様式第 2 号）

ウ 汚泥（脱水ケーキ）再資源化及び有効利用計画書（別記 1）及び添付書類

エ 汚泥（脱水ケーキ）の全量再資源化及び有効利用実績書（別記 2）及び添付書類

オ 汚泥（脱水ケーキ）の運搬実績書（別記 3）及び添付書類

カ 本業務を履行するに当たって必要とする廃掃法第 14 条第 1 項に基づく許可証の写し及び許可を受けた産業廃棄物運搬車両一覧並びに自動車車検証（有効期限

を経過していないものに限る)の写し

キ 本業務を履行するに当たって必要とする廃掃法第14条第6項に基づく許可証の写し

なお、施設の能力が、一日当たり20トン以上の下水汚泥(脱水ケーキ)を処理できることがわかること

(2) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書(様式第3号)により回答する。

(3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

(4) 入札参加者が2者に満たない場合には入札の執行を中止する。

5 現場説明会  
実施しない。

6 設計図書(仕様書)等に関する質疑

入札参加者は、設計図書(仕様書)等に質疑があり回答を求める場合には、指定する書式により質疑書を14に示す場所へ平成30年2月1日(木)「当日限り:午前9時から午後5時まで」にファックスにより提出すること。

なお、回答については質疑があった場合に限り、平成30年2月6日(火)「午前中」に入札参加有資格者に対してファックスにより送信する。また、入札後、当該設計図書(仕様書)等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

7 入札執行の日時及び場所

平成30年2月9日(金) 午後1時30分

茨城県取手市小文間173番地

取手地方広域下水道組合3階第2会議室

8 入札保証金及び契約保証金  
免除

9 入札

(1) 入札参加者は、別添の仕様書及び添付書類等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。

(3) 入札参加者は、指定する書式の入札書を開札の日時に指定の場所へ提出しなければならない。なお、郵送、ファクシミリ及び電報等による提出は認めない。

(4) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所、氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の職氏名等を記入して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)しておかななければならない。また、当該入札を業務提携により入札に参加する場合も同様とする。

(5) 代理人による入札の場合は、開札時までには委任状を提出しなければならない。ま

た、当該入札を業務提携により入札に参加する場合も同様とする。

- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分については訂正線を引き、押印しておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。
- (7) 取手地方広域下水道組合管理者（以下「管理者」という。）は、入札参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の理由で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (8) 入札参加者が4（1）により事前に提出した書類に基づき、管理者が開札日の前日までに入札公告及び本書において指定した条件等との整合性があると判断した場合のみ、当該入札書を落札決定の対象とする。
- (9) 入札は指定書式による入札書により行い、入札金額は、収集運搬業務及び処分業務を合算した1トン当たりの単価を記載すること。  
また、当該入札書とあわせて指定書式の入札金額見積内訳書、収集運搬業務見積書及び処分業務見積書を提出すること。
- (10) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。
- (11) 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

## 10 開札

開札は、入札参加者又はその代理人、業務提携により入札に参加する場合については、当該業務の提携を代表する者又はその代理人、その業務を提携する構成員本人又はその代理人の立ち会いのもとで行うものとする。

ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

### 11 入札の無効に関する事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
  - ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
  - イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき
  - ウ 記名又は押印を欠くとき
  - エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
  - オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき
  - カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
  - キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
  - ク 代理人が委任状を持参しないとき
  - ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき
- (2) 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告及び説明書に示した入札に関する条件に違反し

た入札は無効とする。

- (3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。
- (4) 入札時点において3に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

## 1.2 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、取手地方広域下水道組合契約規則（平成24年規則第8号）の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 前号の場合において、入札参加者又はその代理人等、直接入札者がくじを引くことができないときは、当該入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 入札執行回数は初回を含めて2回までとし、再度の入札においても落札者が決定しないときは、入札参加者のうちで最低の価格を入札した者から見積書の提出を求め、当該見積額が予定価格に達したときは、当該見積者と随意契約を行うものとする。
- (5) 契約に際しては、別冊契約書により締結するものとする。なお、当該入札を業務の提携により参加した者と契約を締結する場合には、担当する業務ごとに契約を締結するものとし、その契約金額については、入札書とあわせて提出した収集運搬業務見積書及び処分業務見積書に記載した金額とする。
- (6) 管理者は落札者が管理者の定める期日までに契約の取り交わしをしない場合は、落札者の決定を取り消すものとする。

## 1.3 契約書作成の要否

要する。 ※契約書については別紙「契約書（案）」のとおり

## 1.4 担当する部署の名称

〒302-8558 茨城県取手市小文間173番地  
取手地方広域下水道組合

- (1) 業務内容に関すること 水再生課（水再生係）  
直通電話 0297-74-4128
- (2) 入札契約に関すること 総務課（契約検査係）  
直通電話 0297-74-4174  
F A X 0297-73-6591